

京成電鉄の独禁法違反の可能性について…

京成電鉄(株)が北総鉄道(株)の線路等施設利用料の未払い契約は、優越的地位の乱用に当たると思われます。

優越的地位の濫用は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という)において、不公正な取引方法の一つとして禁止されています。

自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商習慣に照らして不当な行為を行うことは禁止されています。

不当な行為とは、継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務そのたの経済上の利益を提供されることです。

- ・京成電鉄は北総鉄道の親会社であり、役員は重複し、優越的地位にある
- ・北総鉄道は発足当時から継続して取引している
- ・北総鉄道は兄弟会社(京成の100%子会社)千葉ニュータウン鉄道に線路使用料を永年にわたり支払っている。
- ・京成電鉄は北総鉄道が千葉ニュータウン鉄道に支払っている使用料並みの使用料を永年にわたり支払っていない。経済上の利益を不当に提供させて、大きな不利益となっている。正常な商習慣に照らして不当な行為と考える。
- ・独占禁止法に違反する事実があると思う場合は、だれでも公正取引委員会に申告できます。違反行為の被害者や一般消費者、違反行為を発見した人などが対象です
- ・千葉県は北総鉄道の大株主として、また、北総鉄道を利用する千葉県民を代表して、京成電鉄に対して線路等施設の使用料を要求すべきと考えます。
- ・独禁法違反の可能性があることから、公正取引委員会への申告を求めます

是非ご検討くださるようお願い申し上げます。